沼津市災害時要援護者
避難支援計画

（原　案）

沼　津　市

平成 27 年３月

平成 27 年 1 月 19 日

目　次

第１章 基本的な考え方
１　計画の趣旨 …… 1
２　計画の経緯 …… 1
３　計画の位置づけ …… 2
４　計画の対象者 …… 2
５　自助・共助・公助の取り組み …… 3
（１）自助（要援護者及びその家族の取り組み） …… 3
（２）共助（自治会をはじめとする近隣、地域の取り組み） …… 3
（３）公助（市をはじめ公共機関の取り組み） …… 3
６　関係機関等の役割 …… 3
（１）沼津市の役割 …… 3
（２）自治会（自治会、自主防災組織、連合自治会）の役割 …… 4
（３）民生委員・児童委員の役割 …… 4
（４）社会福祉協議会（市社協・地区社協）の役割 …… 4
（５）地域包括支援センター、障害者相談支援センター、
沼津介護支援専門員連絡協議会の役割 …… 5
（６）社会福祉施設（協定締結済み）の役割 …… 5
（７）上記以外の社会福祉施設（協定未締結）、
福祉サービス事業者等の役割 …… 5
７　市の推進体制 …… 5

第２章 避難行動要支援者名簿の作成・活用
１　全件名簿 …… 6
（１）登録者 …… 6
（２）作成方法 …… 7
（３）記載内容 …… 7
（４）更新時期 …… 7
（５）避難支援者への名簿の提供 …… 7
（６）保管方法 …… 7
２　同意者名簿 …… 7
（１）登録者 …… 8
（２）作成方法 …… 8
（３）記載内容 …… 8
（４）更新時期 …… 8
（５）共有及び活用 …… 8
（６）保管方法 …… 8

第３章 災害に備えるための日常の取り組み
１　地域における要援護者避難支援計画の作成 …… 11
２　要援護者の取り組み …… 11
（１）住居等の安全対策の推進 …… 12
（２）緊急連絡カード等の作成・携帯 …… 12
（３）必要となる物資の備蓄 …… 13
（４）コミュニティ活動への参加 …… 13
３　地域における共助の推進 …… 13
（１）地域の支援者ネットワークの構築 …… 13
（２）防災訓練等の取り組み …… 14
（３）声かけ、見守り活動等の実施 …… 14
（４）地域行事への参加促進 …… 14
（５）避難支援者の育成等 …… 15
４　避難支援個別計画の作成 …… 15
（１）個別計画の策定 …… 15
（２）個別計画の内容 …… 15
（３）災害の種類や避難方法に応じた個別計画の検討 …… 15

第４章 避難支援・安否確認体制の整備
１　避難支援の実施体制 …… 16
（１）市における避難支援体制 …… 16
（２）地域における避難支援体制 …… 16
（３）社会福祉施設等の避難支援体制の整備 …… 16
（４）ボランティア等との連携 …… 17
２　情報伝達体制の整備 …… 17
（１）要援護者への情報伝達 …… 17
（２）避難支援者への情報伝達 …… 17
（３）社会福祉施設等への情報伝達 …… 17
３　安否確認情報の収集体制 …… 19
（１）要援護者の安否情報の収集 …… 19
（２）要援護者から避難支援者への連絡 …… 19
（３）安否確認や避難支援を要する場合等のサインの共有 …… 19

第５章 避難所等における支援体制
１　避難所における支援体制 …… 20
（１）福祉避難室の設置 …… 20
（２）要援護者支援班の設置 …… 21
（３）避難所における人材確保 …… 21

２　福祉避難所の開設及び運営 …… 21
（１）福祉避難所の指定 …… 21
（２）福祉避難所の周知 …… 22
（３）物資・器材・移送手段及び人材の確保 …… 22
（４）福祉避難所の開設 …… 22
（５）避難者の受け入れ …… 22
（６）避難者名簿の作成・管理 …… 23
（７）運営にかかる食料や物資、人材の確保 …… 23
（８）福祉避難所の統廃合及び閉鎖 …… 23
３　地域の避難者への支援体制 …… 23

様　式

様式１　避難行動要支援者名簿 …… 24
様式２　災害時要援護者避難支援計画書（地域用） …… 25
様式３　緊急連絡カード …… 26
様式４　災害時要援護者　避難支援個別計画書 …… 27

参考資料

参考資料１　災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項 …… 29
参考資料２　災害時要援護者の非常持出品（例） …… 42
参考資料３　災害や地域特性に応じた避難誘導時の留意点 …… 43
参考資料４　福祉避難所協定済み施設一覧 …… 45

第１章　基本的な考え方

１　計画の趣旨

災害対策基本法及び本市地域防災計画に定義されている災害は、「暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・崖崩れ・土石流・高潮・地震・津波・噴火・地滑り・その他の異常な自然現象・火災・爆発・水難・交通災害・放射性物質の大量の放出・その他の大規模な事故」など多種多様である。

これら災害による被害を軽減するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右する。防災対策には総合的な取り組みが求められ、高齢者や障害者など、災害時に援護を必要とする者（以下「要援護者」という。災害対策基本法第８条第２項第 14 号の要配慮者と同義。）の避難支援も、そのひとつにあげられる。

防災対策の取り組みには、自分の身を自分で守る「自助」、地域や近隣の住民相互の助け合いによる「共助」、市をはじめとする行政機関等による「公助」があるが、災害発生時には、地域での主体的な対応が求められることから、要援護者の避難支援に関しては、自助及び共助がとりわけ重要となる。

沼津市（以下「市」という。）は、この考え方に基づき、自助、共助、公助の取り組みを明らかにし、災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うことを目的として、「沼津市災害時要援護者避難支援計画」（以下「避難支援計画」とする。）を策定する。

２　計画の経緯

要援護者の避難支援が全国的な課題とされる中で、市は、平成 20 年から「災害時要援護者名簿」を作成し、また、平成 22 年 3 月に「沼津市災害時要援護者避難支援計画」を策定して、災害に対する備えを進めてきた。

しかしながら、平成 23 年３月に発生した東日本大震災の被災状況、中でも津波や放射能による災害は“想定外”と言われ、災害に対する避難行動及び、避難支援活動の難しさが改めて浮き彫りとなった。

また、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されたことや、静岡県において第 4 次地震被害想定が発表されたことから、防災計画の見直しが求められることとなった。

このような状況を踏まえ、市は避難支援計画を改正し、地域の防災力を高めるとともに、要援護者の避難支援への取組みを一層推進する。

３　計画の位置づけ

避難支援計画は、「沼津市地域防災計画」の下位計画として位置づけられ、当該計画及び「沼津市地域福祉計画」等に規定されている要援護者の避難支援に関する事項を具体化するものである。

計画の位置づけ

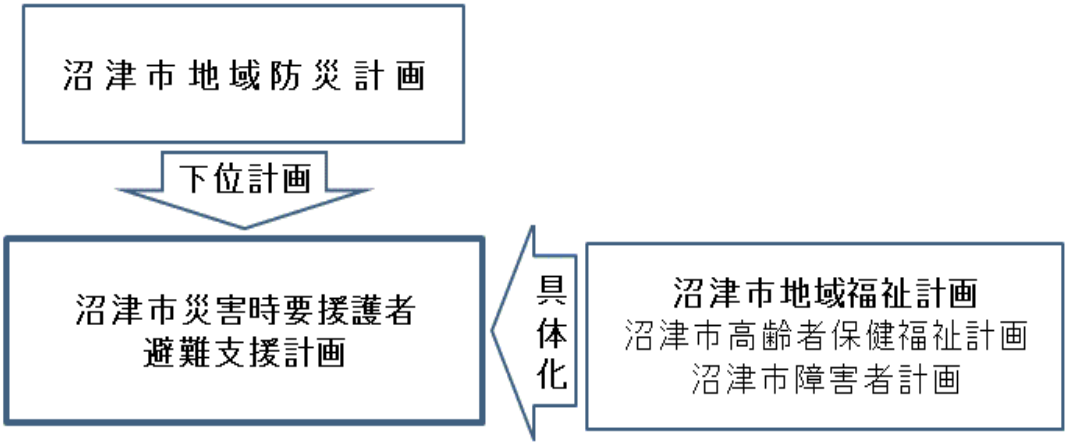

４　計画の対象者

本計画では、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者など、災害時に何らかの支援を必要とする「要援護者」の中でも、自力で避難できない在宅の者で、かつ家族等による十分な支援が受けられないなどの理由により、避難行動に周囲の支援を要する要介護３以上、障害手帳所持（身体１､２級他）、特定疾患の者に加え、これに準じ自治会などの支援関係者等に対し、本人の情報を提供することに同意した者（以下「同意者」という。）を「避難行動要支援者」として重点対象とする。

避難支援対象者イメージ図

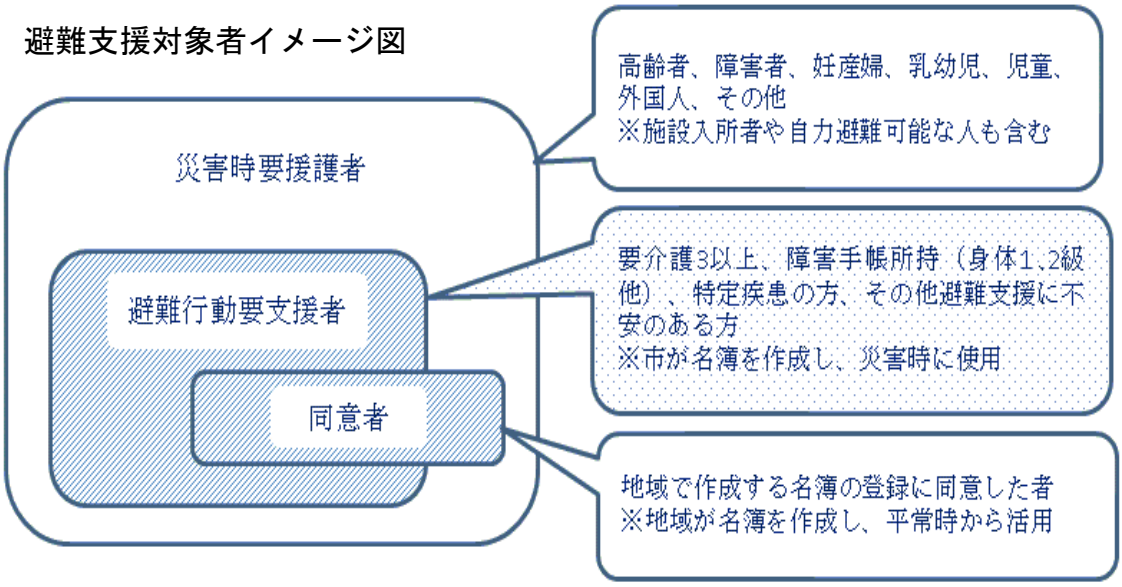

5　自助・共助・公助の取り組み

（１）自助（要援護者及びその家族の取り組み）

災害発生時に最も重要なことは、自ら身を守る「自助」であり、このことは要援護者を含め、全ての人に当てはまる。避難支援を受ける場合でも受け身にならず、支援を受けやすい態勢を積極的に整えることが大切である。

（２）共助（自治会をはじめとする近隣、地域の取り組み）

「共助」とは、自分の安全が確保された後に、周りの方と助け合うことであり、災害初期の救助活動においては、顔の見える関係にある近隣住民相互の助け合いが大変有効である。

なお、要援護者は単独での避難行動が困難なことが想定され、地域住民による支援活動がより重要となることから、平常時から地域の防災力向上に努めることが望まれる。

（３）公助（市をはじめ公共機関の取り組み）

市をはじめ、警察・消防・県・国といった行政機関、ライフライン各社による災害対策活動が「公助」である。

過去の大規模な災害では、公的機関も被災することや、支援範囲が広く支援活動に時間がかかる例が多いことから、市をはじめ、各機関とも、災害の発生からできるだけ早く応急対策活動を実施できるよう備えておくことが必要となる。

6　関係機関等の役割

（１）沼津市の役割

＜平常時＞

ア　要援護者の避難支援に関する連絡調整

イ　避難行動要支援者名簿（全件名簿）の作成、管理

ウ　災害情報等の情報伝達体制の整備

エ　福祉避難所の指定、運営体制の確保

オ　要援護者の避難支援方法等の普及啓発及び避難訓練等の実施

＜災害時＞

ア　災害情報等の伝達

イ　避難行動要支援者名簿（全件名簿）の提供

ウ　要援護者の避難・安否確認の状況把握

エ　避難所に設置される要援護者支援班と連携した要援護者支援

オ　福祉避難所の開設及び連絡調整

（２）自治会（自治会、自主防災組織、連合自治会）の役割

＜平常時＞

ア　地域の要援護者避難支援体制の確立

イ　地域の要援護者避難支援計画の策定

ウ　避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の作成及び管理

エ　要援護者に関する避難訓練の実施

オ　要援護者の状況の把握、声かけ、見守り活動の実施

カ　避難支援個別計画の策定

キ　地域の要援護者支援ボランティアの発掘と支援体制の確立

＜災害時＞

ア　要援護者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達

イ　避難行動要支援者への避難支援及び安否確認

ウ　避難所における要援護者支援班の設置

（３）民生委員・児童委員の役割

＜平常時＞

ア　地域の要援護者避難支援体制への協力

イ　避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の作成協力及び共有、管理

ウ　避難支援個別計画の策定や避難訓練等の実施への協力

エ　要援護者の状況の把握、声かけ、見守り活動の実施

＜災害時＞

ア　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認への協力

イ　避難所の開設及び要援護者支援班の運営への協力

（４）社会福祉協議会（市社協・地区社協）の役割

＜平常時＞

ア　避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の共有、管理（市社協）

イ　避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登録の呼びかけ（地区社協）

ウ　地域の要援護者支援ボランティアの発掘と支援体制の確立

エ　緊急連絡カードの普及、啓発

オ　要援護者の状況の把握、声かけ、見守り活動の実施

＜災害時＞

ア　要援護者の避難支援及び安否確認への協力

イ　避難所における要援護者支援班の設置協力

ウ　避難所及び福祉避難所における支援ボランティア活動支援

（５）地域包括支援センター、障害者相談支援センター、沼津介護支援専門員連絡協議会の役割

＜平常時＞

ア　避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登録の呼びかけ

イ　地域における支援関係者との連携強化

ウ　避難支援個別計画の策定や避難訓練等の実施への協力

＜災害時＞

ア　要援護者に対する災害情報、避難情報の提供

イ　要援護者の避難生活における各種相談への対応

ウ　継続的な福祉サービスの提供

（６）社会福祉施設（協定締結済み）の役割

＜平常時＞

ア　福祉避難所としての職員対応や受入れスペースの確保など態勢の整備

イ　福祉避難所対応のための備蓄品の確保

ウ　行政や地域の関係機関との連携強化

エ　施設の性質に応じた、専門的なボランティアの登録と訓練

オ　緊急通行車両登録の推進

＜災害時＞

ア　福祉避難所の開設及び運営

イ　移送をはじめとする要援護者の避難支援への協力

（７）上記以外の社会福祉施設（協定未締結)、福祉サービス事業者等の役割

＜平常時＞

ア　福祉避難所としての開設の検討（入所施設）

イ　地域における支援関係者との連携強化

ウ　避難行動要支援者名簿（同意者名簿）への登録の呼びかけ（通所施設）

＜災害時＞

ア　要援護者の避難生活における各種相談への対応

イ　継続的な福祉サービスの提供

ウ　移送をはじめとする要援護者の避難支援への協力

7　市の推進体制

市は、要援護者の避難支援業務を的確に実施する体制を確保する。

平常時は社会福祉課を中心に、福祉事業担当課及び防災担当課が連携し、名簿作成や福祉避難所に関する調整など、災害への備えを推進し情報共有を図る。

災害時は、市民部社会班の中に要援護者担当チームを配し、市災害対策本部内各班との連絡を密にし、要援護者の避難支援にあたる。

第２章　避難行動要支援者名簿の作成・活用

市は、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合に、要援護者の中でも避難行動に周囲の支援を要する避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

この名簿は、「全件名簿」及び「同意者名簿」の２種類から成り、それぞれの目的に応じ、作成、使用、保管の方法などについて定める。

全件名簿は、行政の持つ情報をまとめたもので、安否確認や避難生活支援などを漏れなく実施するために整備する。

同意者名簿は、地域の同意者を登録し、避難支援者が情報を共有することで、災害時に避難誘導や安否確認などの迅速な避難支援を行うために整備する。また、平常時からの避難支援体制の構築や声かけ見守り活動にも活用する。

１　全件名簿

市は、避難行動要支援者の安否確認や避難生活の支援などを漏れなく確実に実施するため、高齢者や障害のある人等の行政情報を全件名簿として作成・保管し、災害発生時等非常時に避難支援者に提供する。

（１）登録者

被災リスクが高いと考えられる以下に規定する在宅の要援護者。

番号	対　　象　　者	所管課等
①	要介護認定を受けている者（要介護3以上の人）	介護保険課
②	身体障害者手帳を所持している者 （障害程度1～2級の人）	障害福祉課
③	知的障害者療育手帳を所持している者　（A1、A2判定の人）	障害福祉課
④	精神障害者保健福祉手帳を所持している者（障害程度1級の人）	障害福祉課
⑤	特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている者	健康づくり課
⑥	その他の避難行動に支援を要する人（本人の申し出）	同意者名簿より

（２）作成方法

要介護認定を受けている者及び各障害手帳を所持している者の情報は、介護保険課及び障害福祉課が保有するデータベース等から抽出し、特定疾患の者の情報は、健康づくり課が静岡県から取得する。

これらに含まれない、支援を要すると申し出た者については、後述の同意者名簿から情報を収集し全件名簿に転記する。

（３）記載内容

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号又はその他の連絡先
カ　避難支援を要する事由（事由番号、特記事項）
キ　その他避難支援に有用な情報

（４）更新時期

防災の日を基準に毎年更新する。

（５）避難支援者への名簿の提供

災害が発生した時や、発生のおそれがある場合（避難勧告発令時など）に、市は以下の者に名簿を速やかに提供する（関係する地域の情報のみ）。

ア　自治会（連合自治会、自主防災会、地域の避難支援者）
イ　民生委員
ウ　消防署
エ　警察署
オ　市社会福祉協議会
カ　その他避難支援を行う団体で市長が認めたもの

（６）保管方法

名簿は災害時に迅速に活用できるよう地区別（小学校区等）に整理し、電子データ及び紙媒体で市が保管し、前項以外には公表しないものとする。

２　同意者名簿

災害発生時には、行政機関も被災し、その機能が低下することも想定されることから、隣近所の住民相互による迅速な支援活動が重要と考えられる。

そのため、地域防災の主体である自治会は、地域住民に名簿登録にかかる周知を行い、登録希望者からの申し出に基づき、地域の同意者名簿を作成する。

名簿は避難支援者が共有し、災害発生時の避難誘導や安否確認など迅速な避難支援に活用するほか、平常時の声かけ見守り活動などにも活用する。

（１）登録者

名簿登録を希望する者。

（２）作成方法

市は、自治会に同意者名簿の作成を依頼する。

自治会は、地域住民に名簿登録にかかる周知を行い、同意者（本人もしくは代理人）からの申し出に基づき名簿を作成する。

民生委員や地区社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの福祉関係団体、福祉サービス事業者等は、同意者名簿の作成に協力し、地域の避難行動要支援者に対し登録を勧める。

（３）記載内容

全件名簿に準じ、記載の内容は本人の申し出に基づく。

※ 名簿の書式は、「様式１」のとおり。なお、地域で同様の趣旨の名簿を作成することや、世帯票に支援を要するなどの項目を追加することにより、対象者の把握と情報共有を図られる場合には、この名簿作成に代えることができる。

（４）更新時期

同意者からの申し出により随時更新し、地域の避難支援者が最新の情報を共有するよう努める。また、名簿情報の内容については、防災の日などを基準として登録者の状況確認を行う。

（５）共有及び活用

沼津市地域防災計画の規定により、自治会や民生委員などの地域の避難支援者のほか、市及び消防署、警察署、市社会福祉協議会が名簿を共有し、地域における災害時の避難支援に活用する。

平常時には、避難支援の体制構築のほか、見守り、声かけ等の福祉活動にも活用する。

（６）保管方法

名簿情報については情報保護の対策が不可欠であるため、名簿共有者は、名簿が災害時に活用しやすく、かつ安全な場所に保管するなど、名簿の適正な管理に努める。

また、名簿共有者は、同意者名簿等に関して知り得た情報を漏らしてはならない（守秘義務の遵守）。

全件名簿と同意者名簿の違い

	全件名簿	同意者名簿
作成者	沼津市	自治会
作成方法	行政情報等を集約	要援護者の同意（申し出）
使用目的	（災害時）安否確認 避難生活支援	（災害時）情報伝達 救助救出活動 避難誘導 安否確認 （平常時）声かけ、見守り等
使用制限	災害時に限定	平常時から活用
公開範囲	避難支援者、支援ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等、市長が認めた支援団体	地域の避難支援者・ 消防署・警察署・ 市社会福祉協議会
更新	毎年更新	申し出の受付は随時実施し 毎年状況を確認し更新に務める

避難行動要支援者名簿の取り組みイメージ図

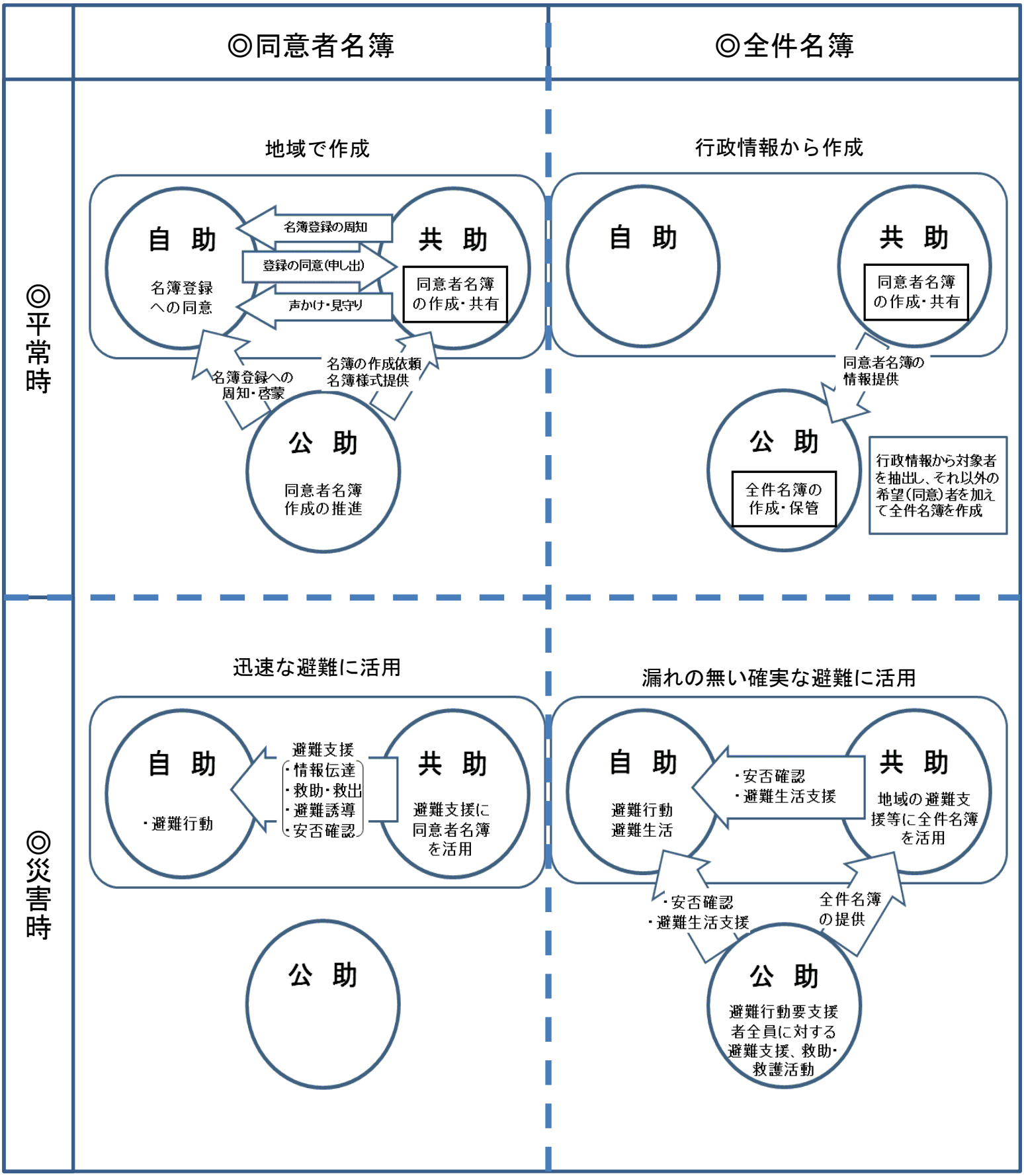

第３章　災害に備えるための日常の取り組み

本市には豊かな自然環境が存在する反面、想定される災害は多様であり、その範囲も一様ではない。また、要援護者や避難支援者を含めた地域住民の生活環境やコミュニティの取り組みについても地域により特色がある。

このため、要援護者の避難支援の取り組みについても、地域の実情に併せ、地域ごとに避難支援の方針を定めておくことが望ましい。

要援護者は、災害時に適切な避難行動をとることが難しいことや、器材や医薬品が欠かせない場合もあることから、平常時から災害に対する備えを十分にしておくことが重要である。

地域の避難支援者においては、日ごろから要援護者の状況を把握するとともに、防災訓練や見守り活動を通じて、要援護者との信頼関係を構築することが期待され、一人ひとりの実情に応じた避難支援個別計画の作成などの防災対策を進めることが望まれる。

１　地域における要援護者避難支援計画の作成

地形や住民構成、コミュニティの取り組みなどは、地域により大きく異なることから、災害想定やその対策は地域により異なってくる。

要援護者及び避難支援者が、共に安全かつ確実に避難するためには、それぞれの地域の状況に応じた避難支援の方針を定め、認識を共有しておくことが重要である。このため、自治会等の避難支援者は、地域独自の避難支援計画を作成することが望ましい。

具体的には、自主防災組織などの地域の防災体制の情報のほか、要援護者の情報の収集方法、避難が完了した世帯の確認方法、避難活動の撤収時間、平常時の同意者名簿の活用方法などについて予め定め、地域で認識を共有しておく。

※ 災害や地域特性に応じた対応の例は、「参考資料３」を、地域別の計画を策定するための災害時要援護者避難支援計画書の書式例は、「様式２」を参照。

２　要援護者の取り組み

災害対策の中でも重要なのは自助である。そのため、要援護者自身も、災害に対する準備や心構えを持つことが不可欠である。

平常時から、住居の安全対策に注意を払い、自身の情報を持ち出せるよう準備し、非常持出品や避難用器具などを備えると共に、防災訓練に参加するなど地域住民や避難支援者と積極的に関わりを持つことが大切である。

（１）住居等の安全対策の推進

家屋の耐震化や家具の転倒防止策を実施し、避難経路には障害物を置かないこと、家の中でどこが最も安全かを考えることなど、災害時の避難行動が速やかに実施できるように日常から備える。

（２）緊急連絡カード等の作成・携帯

災害時の避難行動や避難所生活において必要な支援が受けられる様に、自らの状況や必要とする支援について記録した「緊急連絡カード」等を作成する。カードは平常時に作成し、災害時等に持ち出せるよう準備しておく。

※ 緊急連絡カードの例は、「様式３」を参照。

避難行動要支援者名簿には、一人ひとりの詳細な情報までは掲載していないため、要援護者自身が、避難時にどのような支援が必要であるか、避難支援者に知っておいて欲しいことなどの情報を発信することが重要となる。

- 緊急連絡カードをペットボトルなどの容器に入れ、冷蔵庫等に保管する
- 自身の状況を記入した名札やカプセルを身に着ける
- 健康診断の結果や薬手帳をわかり易いところに置いておく
- 高齢者実態調査の結果を冷蔵庫等に貼り付けておく
- 障害者用の災害ベストを用意する
- 静岡県が作成した、緊急医療手帳を携帯する

これらの情報は、避難時に本人若しくは避難支援者が速やかに携帯できるよう所在を明らかにしておき、その内容も理解し易いことが重要である。

緊急連絡カード等の準備をしておくことで、緊急的に医療を受けることになった際にも、心身の状態についての説明が容易になることが期待できる。

なお、自身の健康状態や常備薬等の情報が古いと危険なこともあるため、記載内容は最新の状況を保つ様に努める。

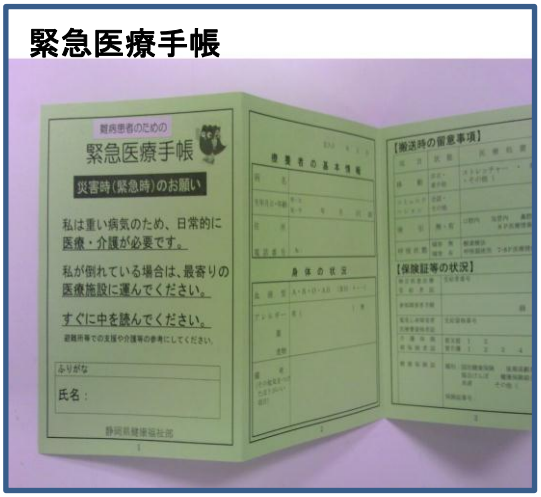

（３）　必要となる物資の備蓄

あらかじめ必要な物資や予備薬品等を備蓄し、また、避難に必要な器具類を準備し、災害に備える。

※ 備蓄品等の例は、「参考資料２」のとおり。

（４）　コミュニティ活動への参加

地域の防災訓練等へ積極的に参加し、避難所や避難経路の状況を把握することに努める。

また、地域の行事などにも進んで参加し、平常時から近隣住民や避難支援者とのコミュニケーションを強化するなど、必要なときに十分な支援を受けられるよう、関係の構築を心掛ける。

３　地域における共助の推進

発災時に迅速かつ円滑に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える良好な関係を構築することにより、地域の防災力を高めておくことが必要である。

そのためにも、防災に直接関係する取り組みだけでなく、日常の様々な場面において、要援護者が地域社会で孤立することを防ぎ、地域の中で交流できる環境を整えることが大切となる。

（１）地域の支援者ネットワークの構築

自治会や民生委員、地区社協等の地域の支援関係者は、要援護者の支援体制の確立を図るための打ち合わせや研修会を実施し、緊密に連携を図る。

研修会の様子（避難支援ワークショップ）

（２）防災訓練等の取り組み

地域において防災訓練等を実施する際には、同意者名簿に登録している要援護者に参加を促し、情報伝達や避難支援等の確認を行う。

また、地域の参加者に対しても、車いすによる避難体験や避難誘導を行う経路の確認などを実施し、要援護者の避難支援への理解が、地域全体に浸透するよう努める。

（３）声かけ、見守り活動等の実施

要援護者の中には、日常生活に様々な支援を要する人も多いことから、地域における声かけや見守り活動等を日頃から実施し、要援護者の状況を把握するとともに、お互いの理解と信頼関係の構築に努める。

（４）地域行事への参加促進

地域内の交流を推進し、地域コミュニティの醸成に努めるため、地域行事等を実施する際には、要援護者にも参加しやすい行事を企画し、同意者名簿の登録者に参加を呼びかける。

（５）避難支援者の育成等

避難支援者自身の安全を確保しつつ、迅速かつ確実な要援護者の避難支援ができるよう、日頃から地域の防災意識の向上や共助の意識啓発に努める。

また、避難支援や救助活動、避難所で協力してもらえるボランティア等の人材の発掘や育成に努め、支援者の裾野を広げ、地域における防災力の質及び量を向上させる。

４　避難支援個別計画の作成

要援護者と避難支援者の良好な関係が構築されている場合は、要援護者一人ひとりの状況に応じ、具体的な支援の内容を定めた避難支援個別計画（以下「個別計画」という。）を作成しておくことで、避難支援の実効性を高めることが期待できる。

（１）個別計画の策定

個別計画は、要援護者及びその家族と、自治会や隣近所の住民を中心とした避難支援者、さらに地域包括支援センターや障害者相談センター、介護支援専門員、福祉サービス事業者などが話し合い、要援護者の状況に応じて、必要な支援方法を定める。

（２）個別計画の内容

個別計画は、避難支援等の方法について具体的に打合せ、関係者間で必要な情報を共有できるよう、同意者名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を記録する。

・発災時に避難支援を行う者
・情報伝達・避難誘導・避難所生活等、避難支援時の留意点
・避難支援の方法や避難場所、避難経路
・本人が不在で連絡が取れない時の対応　等

※ 個別計画の例は、「様式４」を参照。

なお、個別計画策定時には、その目的を十分理解した上で策定し、個人情報の管理に十分な配慮をする。

（３）災害の種類や避難方法に応じた個別計画の検討

災害の脅威はその種別毎に異なり、最適な避難行動も、避難場所や避難のタイミングにより異なってくる。

台風など事前に避難準備を行う時間が確保しやすい災害と、地震や津波など突発的な災害とでは、避難支援の内容が異なることから、個別計画を策定する際には、様々な災害を想定した支援方法を検討することが必要である。

第４章　避難支援・安否確認体制の整備

市内においても様々な災害が想定されるが、災害によっては、避難所を利用する「立ち退き避難」だけではなく「屋内安全確保」の方が有効な場合も考えられる。

従って、避難支援も、安全な場所までの移動の支援だけでなく、災害情報が得られにくい要援護者に対する「情報伝達」や、電話や個別訪問などによる「安否確認」などの支援も挙げられる。

要援護者及び避難支援者が、より安全に避難支援を実施するためには、住んでいる地域にどのような災害リスクがあるかを把握し、適切な避難と支援行動をとることが求められる。

１　避難支援の実施体制

（１）市における避難支援体制

市は、地域防災計画に基づき、社会班の中に速やかに要援護者担当チームを編成し、防災対策本部各班と連携して、要援護者の避難支援体制を整える。

（２）地域における避難支援体制

地域毎の避難支援計画や個別計画に予め定めた体制により、要援護者の避難支援を迅速かつ円滑に実施する。

避難支援者は、情報班や救出・救助班などと連携し、個別計画や同意者名簿、全件名簿、緊急連絡カードなどの情報を基に、要援護者それぞれの状況に応じた、情報提供や声かけや避難誘導、安否確認などの避難支援活動を臨機応変に展開する。

なお、避難支援活動は、安全を最大限に確保した上で、地域の助け合い活動として実施する。

※ 要援護者の状況に応じた支援の方法については、「参考資料１」を参照。

（３）社会福祉施設等の避難支援体制の整備

災害に関する協定を締結している社会福祉施設は、要援護者の受入れや移送支援などの避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

協定を締結していない社会福祉施設及び福祉サービス事業所等は、継続的な福祉サービスの提供に努め、移送をはじめとする要援護者の避難支援への協力や各種相談への対応等を行う。

（４）ボランティア等との連携

市社会福祉協議会はボランティアに関する窓口を設置する。

市や自治会をはじめとする避難支援者は、市社会福祉協議会と連絡を密にし、被災現場での支援活動経験のある団体を中心に、ボランティア団体との連携に努める。

２　情報伝達体制の整備

（１）要援護者への情報伝達

市は、市民全体に実施する、防災行政無線、コミュニティＦＭ、広報車などによる広報活動のほか、ファクシミリの活用や携帯電話メールなど、複数の広報手段を活用し、要援護者に対して正確な防災情報を迅速に提供する。

避難行動に時間のかかる要援護者は、避難準備情報が発令されたら避難行動を開始するよう努める。

＜情報伝達手段＞

ア 防災行政無線の活用（戸別受信機等）

イ ファクシミリの活用

ウ 携帯電話メールの活用

エ 放送事業者への情報提供

オ ケーブルテレビ、コミュニティＦＭへの情報提供

カ 広報車・消防団等による広報

（２）避難支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域の情報伝達体制を活用し、避難支援者を含めた地域住民に避難準備情報等の防災情報を提供する。

避難支援者等は、避難準備情報が発令されたら要援護者の避難支援にとりかかるよう努める。

（３）社会福祉施設等への情報伝達

市は、社会福祉施設等が要援護者支援体制を速やかに整えられるよう、一斉伝達手段のほか個別伝達機器等を活用し防災情報を提供する。

防災情報の種類について

情報の種類	概要	避難行動	発令範囲
避難準備情報	避難のための準備を事前に呼びかけるもの	避難行動の準備をする ※　避難行動に時間のかかる要援護者は避難行動を開始する	市内全域
避難勧告	災害による被害が予想される場合に避難行動をとるよう勧めるもの	避難行動を開始をする	災害が予想される区域
避難指示	災害による被害が間近にせまる場合に避難行動をとるよう指示するもの	直ちに避難行動を開始する	災害が予想される区域、避難を要する人

災害時要援護者避難支援の情報伝達イメージ

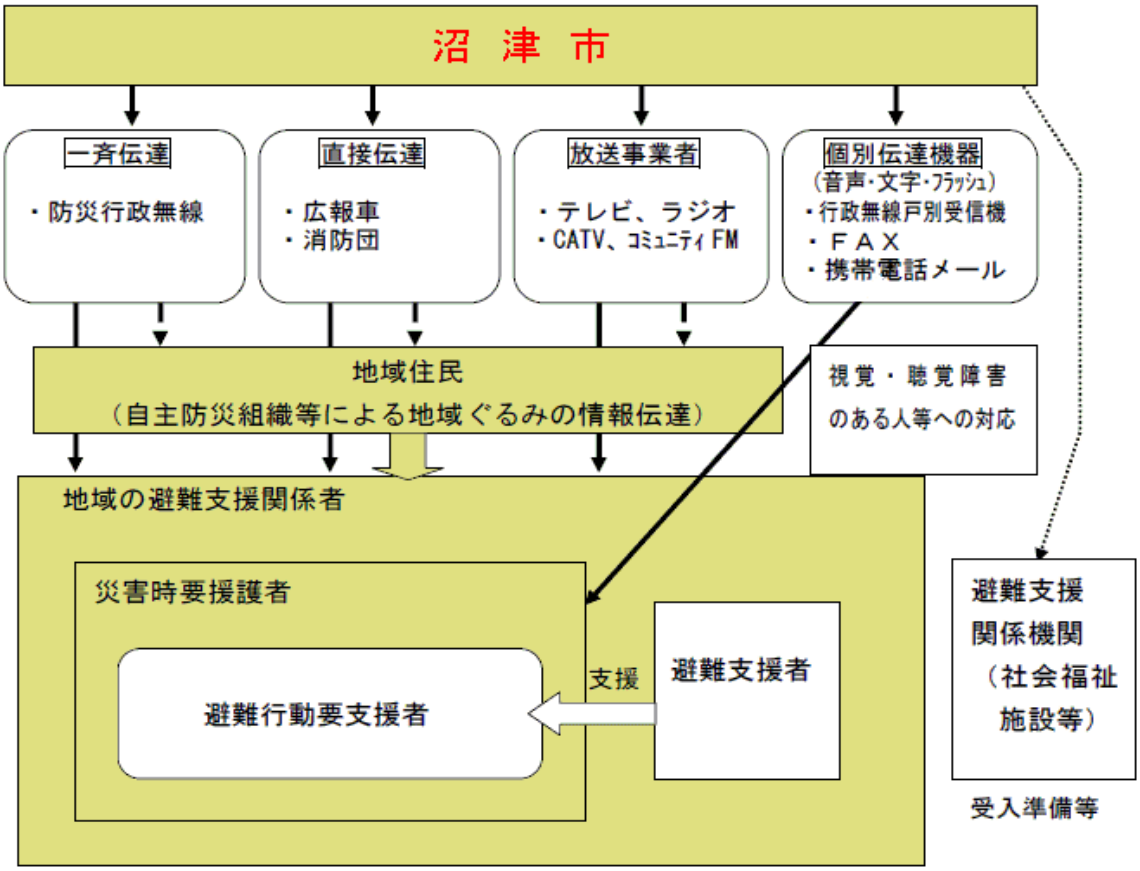

3　安否確認情報の収集体制

（1）要援護者の安否情報の収集

要援護者の安否情報の収集については、同意者名簿や全件名簿等を用いて、避難支援者が連携して行う。

市は、避難所や地域ごとの要援護者の安否情報を収集する。

（2）要援護者から避難支援者への連絡

要援護者は、台風などの災害情報から、自主的に避難する場合には、避難支援者や避難所、市に連絡をする。

（3）安否確認や避難支援を要する場合等のサインの共有

避難支援を円滑かつ確実に実施できるよう、「退避済」や「避難支援要請」など、状況を周囲に知らせるためのサインを地域の支援計画に定め、認識を共有しておくことも有用である。

ただし、防犯上の課題等もあることから、その運用や取り扱いには十分注意が必要である。

安否確認サインの例

・避難済みなどの張り紙をする
・避難完了済みの合図として黄色い旗を玄関に掲げる
・紅白の旗を使用し、無事であれば“白旗”、助けが必要な場合は“赤旗”を掲げる
・無事である場合に玄関にタオルをかけておく
　など

安否確認サインのデメリット

・被害状況や時間に余裕が無い場合には活用し難い
・「退避済」の表示は不在を示すため防犯上の課題がある
・心身の状態変化によりサインの変更ができない
　など

第５章　避難所等における支援体制

大規模な災害が発生した場合、多くの被災者が避難所で避難生活を送ることとなるが、一般の避難者と共同生活が難しい要援護者については、教室や保健室など使用可能な部屋や、居住区域の割り振りにより区画を設け「福祉避難室」を開設し、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

より高度なサービスや介助が必要で、福祉避難室での対応が困難な要援護者については、予め協定を結んだ福祉施設などに、二次的な避難所として「福祉避難所」を開設し、要援護者を移送する。

なお、市や避難所運営者、避難支援者、は、避難所以外で避難生活を送る地域の要援護者を把握し情報や物資の提供に努める。

１　避難所における支援体制

（１）福祉避難室の設置

市及び避難所運営者は、避難所の開設にあたり、特定の教室やトイレに近い場所、階段を使わない１階、出入りが容易な場所、和室や採光等の良い場所等をあらかじめ指定し、要援護者のための福祉避難室として確保するよう努める。

この場合に福祉避難室は、要援護者の状況ごとにそれぞれ対応できるように設置することが望ましい。

福祉避難室の設置イメージ図

前頁のイメージでは例として、
・介護を必要とする人は、体育館の出入り口（トイレ）近くを仕切る
・母子は、体育館の中でも区画されている会議室等
・身体障害者は、車イス等が安心して使える様に別棟の校舎内
・精神・知的障害者は、パニックにならない様に校舎内で静かな部屋と、それぞれの状況に応じて区画を分けています。

（２）要援護者支援班の設置

避難所運営者は、要援護者の避難所生活の支援などに対応する「要援護者支援班」を設置する。要援護者支援班は、要援護者の状況把握や物資の供給、情報提供、相談対応、関係機関等との連絡調整などを行う。

避難所の要援護者支援班の業務
〇要援護者支援窓口の設置
・要援護者からの相談への対応
・確実な情報伝達や救援物資の提供
〇要援護者の避難状況の把握
・避難行動要支援者名簿等との照合による安否確認
・避難所内の要援護者名簿の作成
〇要援護者の状況・ニーズの把握
・要援護者一人ひとりのニーズの把握
・市や福祉避難所との連携

（３）避難所における人材確保

市は、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会等の関係団体、社会福祉施設の職員やＯＢ、障害者・高齢者等の支援団体などと平常時から連携を図るとともに、ボランティアの養成に努め、避難所における要援護者を支援する人材を確保する。

２　福祉避難所の開設及び運営

（１）福祉避難所の指定

市は、地域の避難所での避難生活が困難な要援護者を受け入れるため、避難所の設置基準等に基づき、必要な要件を備える市内の福祉施設等と協議し、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

※ 市内の福祉避難所協定締結済み施設は、「参考資料４」を参照。

（２）福祉避難所の周知

市は、災害発生時に要援護者の支援を円滑に行うため、福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、開設基準等）を、自治会等の避難支援者に周知する。

（３）物資・器材・移送手段及び人材の確保

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所において必要な物資・器材の備蓄を図るとともに、災害時等における緊急通行車両等の申請を行うなど、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段を確保する。

また、施設管理者は、要援護者の避難生活を支援するため、有資格者等の人材の確保に関して、施設職員ＯＢをはじめ、関係団体及び事業者、地域の支援ボランティアと連携する。

（４）福祉避難所の開設

市は、災害が発生した時に、協定を締結した社会福祉施設の被災状況や、受入れ状況、移送手段等を確認し、要援護者の避難状況などから福祉避難所の開設を決定する。

開設の期間は、原則として、災害の発生の日から最大７日以内とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 12 年 3 月 31 日付け厚生省告示第 144 号）により、災害救助法の適用を受ける場合の避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内となっている。

７日の期間内で避難所を閉鎖することが困難なときは、厚生労働省令により“県と協議して必要最小限の期間を延長することができる”とされており、東日本大震災の際にも期間が延長されている。

（５）避難者の受け入れ

施設管理者は、福祉避難所の受入れ体制が整いしだい、市や避難所の要援護者支援班と連携を図り、福祉避難室での避難生活が困難な要援護者を受け入れる。

要援護者の搬送は福祉車両等の移送手段を活用し、避難生活に要する物資や緊急連絡カードなどの個人の情報も同時に受け入れる。

福祉避難所の開設及び福祉避難室からの受入れイメージ図

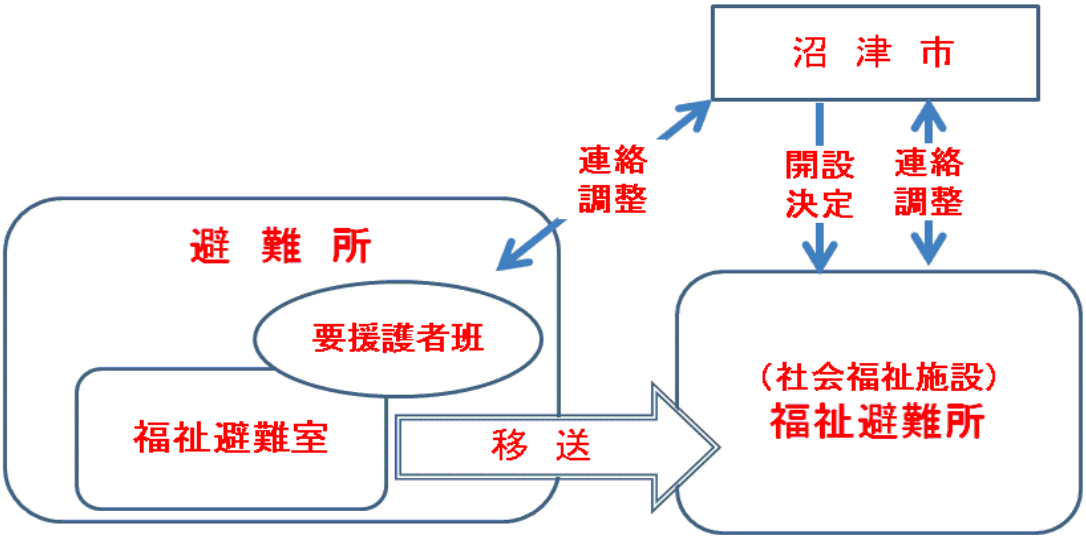

（６）避難者名簿の作成・管理

施設管理者は、福祉避難所に避難した者の名簿を作成し、状況に応じて随時更新する。

（７）運営にかかる食料や物資、人材の確保

福祉避難所を開設した後に必要となる物資や人材については、市と施設管理者が連携し確保する。

なお、施設管理者が備蓄している食料や生活必需品を要援護者に支給した場合には、その経費を福祉避難所の運営経費として公費で負担する。

（８）福祉避難所の統廃合及び閉鎖

市は、福祉避難所の利用者数が疎らになってきた場合は、状況に応じて福祉避難所の統合を行う。

また、避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要に応じ現状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

３　地域の避難者への支援体制

要援護者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅や車庫、自動車内などで避難生活を送る人がいることも考えられる。

市及び避難所運営者並びに避難支援者は、同意者名簿及び全件名簿（配布後）から、避難所以外で生活する地域の要援護者に対し、所在確認や状況把握を行い、必要な生活関連物資の配付、保健医療サービスの提供、情報の提供その他避難生活に必要な支援を行うよう努める。

（様式１）

自治会　避難行動要支援者名簿

避難場所:

平成　　年　　月　　日現在

番号	組	フリガナ 氏　名	生年月日	性別	住所又は居所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		申し出の日
							番号	特記事項	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※　避難支援を必要とする事由には、次の中から番号で記入してください。

①要介護認定を受けている人　②身体障害者手帳を所持している人　③療育手帳を所持している人

④精神保健福祉手帳を所持している人　⑤特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている人　⑥その他

（様式２）

災害時要援護者避難支援計画書　＿＿＿＿＿＿自治会

【作成日：　年　月　日】【作成者：　　】

○地域の避難支援者等の情報

役　職	氏　名	連絡先	役　職	氏　名	連絡先
自治会長			消防団分団長		
副自治会長			地区社協担当		

○関係機関・避難所情報

	名　称	連絡先		名　称	連絡先
避難地					
避難所					
				沼津市対策本部	055-931-3411
				市社会福祉課	055-934-4824

○地域における要援護者の状況

避難支援が必要な事由	人数	個別計画作成済み	避難支援団体等		備　考
			名　称	連絡先	
①介護認定を受けている人（在宅の要介護3以上の人）					
②身体障害者手帳を所持している人（障害程度1～2級の人）					
③療育手帳を所持している人（A1、A2判定の人）					
④精神保健福祉手帳を所持している人（障害程度１級の人）					
⑤特定疾患治療研究事業の医療費助成を受けている人					
⑥上記以外で避難行動に不安のある人					

○地域の取り組み方針

個別計画		地域の取り組み		避難済のマーク	
緊急連絡カード	有　・　無	避難訓練	有　・　無	旗（　　）	有　・　無
個別計画	有　・　無	見守り活動	有　・　無	マーク（　　）	有　・　無
				張り紙	有　・　無
				撤収時間	発災から　　分

（様式３）

緊急連絡カード

記入年月日　　平成　　年　　月　　日

・本人の基本情報

ふりがな		性別	男　・　女
氏　名		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日生
住　所	沼津市	血液型	A・B・O・AB（Rh＋・－）
電　話 FAX		保険証	種類 記号・番号

・緊急連絡先　　（親族・知人・友人・利用している福祉サービス事業所など）

①	ふりがな		続　柄	
	氏　名		電　話	
	住　所		その他	
②	ふりがな		続　柄	
	氏　名		電　話	
	住　所		その他	

・治療中の病気など

	治療中の病気（病名）	服用する薬品	医療機関	
①			名　称	
			所在地	
			電　話	
			主治医	
②			名　称	
			所在地	
			電　話	
			主治医	
アレルギーの 有 ・ 無		特記事項		
その他				

※ 非常時等の救助の際に、家の中の資機材を使用することに同意します。

（様式４・表）

災害時要援護者　避難支援個別計画書

この個別計画は、災害時の避難支援活動に使用する目的で、要援護者と避難支援関係者が作成し、災害に備えます。共有する避難支援関係者は下記のとおり。

□自治会　　□連合自治会　　□民生委員　　□地区社会福祉協議会　　□消防団

記入年月日　　平成　　年　　月　　日

・本人の基本情報

ふりがな		性別	男　・　女
氏　名		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年　　月　　日生
住　所	沼津市	血液型	A・B・O・AB（Rh＋・－）
電　話 FAX		保険証	種類 記号・番号
支援事由	要介護、身体障害、知的障害、精神障害、難病、その他(　　)		

・緊急連絡先

緊急連絡先	①	ふりがな		続　柄	
		氏　名		電　話	
		住　所		その他	
	②	ふりがな		続　柄	
		氏　名		電　話	
		住　所		その他	

・医療等の状況

	治療中の病気（病名）	服用する薬品	医療機関	
①			名　称	
			所在地	
			電　話	
			主治医	
②			名　称	
			所在地	
			電　話	
			主治医	
アレルギーの 有 ・ 無		特記事項		
その他				

（様式４・裏）

・地域の支援体制

自治会		民生委員		電話 FAX	

避難支援者	①	ふりがな		関　係	
		氏　名		電　話	
		住　所		その他	
	②	ふりがな		関　係	
		氏　名		電　話	
		住　所		その他	

・居住建物

建築時期		見取り図（普段いる部屋、寝室の位置）
構　造		
耐震診断		
家具の固定		
その他		

・避難支援の留意点等

情報伝達の流れ・留意事項
避難誘導時の留意事項
避難先での留意事項
避難場所・避難経路
備　考

〔参考資料１〕

災害時要援護者の特徴と支援に関する留意事項

○要援護者共通事項

災害時要援護者の主な特徴は次のとおりですが、個人差が大きく程度も様々ですので、要援護者それぞれに合わせた支援を行うことが望まれます。

＜事前対策＞

○近隣への支援の依頼

・万一の際の支援を、隣近所に依頼しておく。

・地域支援者に、支援内容を伝え、お互いに確認しておく。

○避難場所・避難経路の確認

・地域の避難訓練へ参加する。

・水害や地震に合わせた避難路について複数確認しておく。

○家屋内の安全確保

・寝る場所は、倒れてくるものがなく、避難しやすい場所にする。

・ガラスの飛散などに備えて、枕元に履き物などを用意する。

○避難手段の確保

・自力で移動することが難しい場合、車イス、背負いひも、毛布などを用意し、定期的に点検する。

・歩行補助具等は、常に安全な一定の位置に置き、暗闇でもわかるようにする。

○非常用持出品の準備

・紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート、常備薬リスト等、必要な物をまとめる。

・日頃から服用している薬があれば処方箋や薬局の説明文と併せて携帯する。

・非常用持出袋等は常に同じ所に置く。

○緊急連絡カード等、必要事項を伝えるための準備

・緊急連絡先や住所、電話番号、主治医、日頃利用しているサービス、支援の留意点等を記入した「緊急連絡カード」を用意する。

○その他

・雨天や寒冷時に備え、カッパ等を用意する。

＜避難誘導における留意点＞

〇情報伝達

・情報収集が困難な場合もあるので、本人、家族、支援者への迅速な情報伝達を行う。

〇移動手段

・移動用具がない場合、幅広いひもや、毛布で作った応急担架で移動する。

〇非常持出品

・準備した非常持出品と併せて、医療機器や装具、また日頃から服薬している薬があれば携帯する。

＜避難生活における留意点＞

〇医薬品

・服薬をしている人は、医療機関と連携し、服薬の継続に努める。

〇日常生活用具等の支給

・補装具や日常生活用具の破損や紛失に対し早急な修理・支給に努める。

〇サポート体制の確立

・援助が必要な人に対してホームヘルパー等を派遣する。

〇食事に関する注意

・アレルギーや食事制限、咀嚼困難等による食事形態、特別用途食品の使用等に関する必要な情報を確認する。

○ **高齢者**

＜特性＞
・自力で行動できない場合がある。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・自力で危険を判断し、行動することが困難な場合がある。
＜事前対策＞
・日頃から、入れ歯や老眼鏡などは身の回りにおく習慣をつける。
＜避難誘導における留意点＞
・移動にあたっては、車イスやストレッチャー等の移動用具や援助が必要な場合がある。 （認知症高齢者） ・冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ落ち着かせる。 ・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させ、一人にしない。 ・災害の不安から大声や奇声をあげるなど、異常な行動をしても叱らない。 ・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、静かなところで様子を見る。
＜避難生活における留意点＞
・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調節を行う。 ・移動が困難な人に対して、杖や車イスを貸与する。 ・必要に応じ、ホームヘルパー等の派遣を要請する。 ・避難生活で急速に活動力が低下しやすいので、健康状態に十分配慮する。 ・おむつをしている人のため、おむつ交換の場所を別に設ける。 ・急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・認知症高齢者の徘徊症状について周囲の理解を求める。

○ **視覚に障害のある人**

＜特性＞

・視覚の障害には、光を感じない全盲から眼鏡等の使用により文字が識別できる弱視、見える範囲が狭くなった視野狭窄、特定の色の識別が困難な色覚異常などがあり、その障害の状況は多様である。
・災害時には、周囲の状況が一変するため単独での素早い避難行動が困難である。
・音声による情報伝達及び状況説明が必要となる。

＜事前対策＞

・眼鏡、白杖（折りたたみ式等）、時計（音声、触読式等）、緊急時の連絡先メモ、メモ用録音機、携帯ラジオ、常備薬等を非常用持出袋に準備する。

＜避難誘導における留意点＞

・日常の生活圏であっても災害時には、単独での行動が困難である。
・杖を持たない側の手で支援者の肘の上をつかんでもらい、半歩前をゆっくり歩く。
・段差では、手前で立ち止まり上りか下りを伝え、段が終わるときは、立ち止まりその旨を伝える。
・位置や方向を説明するときは、その方向を向かせて前後左右、この先何メートルなど具体的に伝える。
・盲導犬を伴っている人に対しては方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触らない。

＜避難生活における留意点＞

・避難所内の自分の位置を認識できるよう、施設の案内を行う必要がある。
・移動が少なくなるよう、できるだけ出入り口に近い場所を確保する。（ただし、大勢の中ではかえって危険が伴う場合もあるので注意が必要。）
・構内放送や拡声器などにより音声情報を繰り返し流すことや、拡大文字や点字による情報の提供に努める。
・ガイドヘルパー等の配置に努める。
・白杖等の補装具や日常生活用具の修理・支給に努める。
・仮設トイレは、壁伝いに行くことができる場所や、順路にロープ等を張り楽に移動できるよう配慮する。

○ **聴覚に障害のある人**

＜特性＞

・外見では障害の把握ができない。
・音声による避難誘導の指示が認識できない。
・視界外の危険の察知が困難であり、素早い行動が難しい。
・文字の読み書きが難しい場合がある。
・必ずしも手話ができるとは限らない。

＜事前対策＞

・夜間や睡眠中の情報伝達について、方法を家族や隣近所と決めておく。
・補聴器や文字情報が得られる携帯電話等は常に手元に置いておく。（バッテリー切れに注意。）
・ＦＡＸを設置し、緊急通報が受けられる様にする。
・予備の補聴器や携帯用会話補助装置、電池、筆談用具等を準備し、非常用持出袋などですぐに持ち出せるようにする。
・災害時にも活用できる会話カードを作成する。

＜避難誘導における留意点＞

・手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所へ誘導する。（伝わりにくい場合は、文字や絵を使う、正面から口を大きく動かすなどで情報を伝える。）
・伝えるだけでなく、理解できたか確認する。

＜避難生活における留意点＞

・掲示板、ファクシミリ、Ｅメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。また、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。
・手話通訳や要約筆記を必要とする人を集め、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○ 視聴覚重複障害のある人（盲ろう者）

視覚障害者と聴覚障害者に対する特徴や留意点の他、重複していることでの特徴や留意点がある。

＜特性＞
・見えない、聞こえない重複障害者（一般に「盲ろう者」という。）で、視覚障害と聴覚障害の生じた順で、コミュニケーション手段も違ってくる。 視覚障害→聴覚障害　音声による発言は可能で、点字によるコミュニケーションが中心。 聴覚障害→視覚障害　触手話によるコミュニケーションが中心。 ・コミュニケーション支援と併せて移動支援も必要となる。
＜事前対策＞
・あらかじめ緊急時のサイン又はルールを避難誘導の支援者と決めておく（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサインなど）。 ・コミュニケーション方法は、障害の生じた順で違ってくるので確認が必要（音声発語が可能な場合は、掌書きで伝わる場合もある）。
＜避難誘導における留意点＞
・周囲の状況が全く把握できない人がほとんどであるので、乱暴に引いたり押したりしない。 ・発語が不明瞭な場合は、触手話や掌書きでも伝わることが多いが、伝わらない場合は、両手を軽く握って身振りなどで伝える。
＜避難生活における留意点＞
・情報提供は、携帯用点字器や触手話などを中心に、拡大文字、音声訳を用いる。 ・介助者、手話通訳者の配置に努める。

○ 言語に障害のある人

＜特性＞
・自分の状況等を言葉で伝えることが困難。
＜事前対策、避難誘導・避難生活における留意点＞
・笛やブザーなどを常に携帯する。 ・災害時にも活用できる会話カードを作成する。 ・筆談用のメモ帳やホワイトボード、筆記用具を備える。

○ **肢体に障害のある人**

＜特性＞

・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要となる。
・自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い。

＜事前対策＞

・電動車イスの場合、電池は使用後必ず充電する。
・車イスの通れる幅を常に確保する。

＜避難誘導における留意点＞

・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具が、確保できない場合には、背負いひもや毛布で作った応急担架等により避難する。

（車イスを使用する場合）

・段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。
・緩やかな下り坂は車イスを前向きにして下りるが、急な下り坂は車イスを後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りる。
・階段を避難するときは、３人から４人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。

＜避難生活における留意点＞

・車イスが通れる通路を確保する。
・移動が少なくなるよう、できるだけ出入り口に近い場所を確保する。
・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保する。

○ **内臓機能・免疫機能に障害のある人、難病患者**

＜特性＞

・外見からは障害を持っていることがわかり難いため、周囲から誤解されやすい。
・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要となる場合がある。
・医薬品や医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援を要する。

＜事前対策＞

・医療手帳等を作成するなど関係機関と連携し、誘導、搬送方法を決める。
・生命に関わる物は、日頃から非常持出品としてまとめ、持ち出しやすい場所に置いておく。
・避難時の対応や避難について、緊急時に誰が見てもわかるところに掲示する。
・医薬品について、対応できる医療機関の情報等を把握しておく。
・人工呼吸器や在宅酸素などの災害時の取り扱いについて把握しておく。
・特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談する。

＜避難誘導における留意点＞

・常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、医薬品を携帯する。
・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、背負いひもや毛布で作った応急担架等により避難する。
・必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導、搬送する。

＜避難生活における留意点＞

・人工呼吸器装着者、定期的な服薬者を把握し、医療機関と連絡調整を図り、医療機関の受入体制を確保する。
・特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認する。
・医薬品や衛生材料を確保する。
・医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。
・避難所では、ケアのできるスペースを確保する。
・医療機器を使用するため電力の確保に努める。

○ **知的発達に障害のある人**

＜特性＞

・自力で危険を判断し行動することが困難である。
・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
・言語の発達の遅れを伴う場合もあり、コミュニケーションに配慮する必要がある。

＜事前対策＞

・笛やブザーなどを常に携帯する。
・避難場所を繰り返し伝え、実際に一緒に行く、避難場所の絵表示を覚える。
・薬を服用する際に、オブラート使用など独自の方法を用いる場合は、その旨を緊急連絡カード等に記載する。

＜避難誘導における留意点＞

・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかける。
・絵、図、文字などを組み合わせて、具体的に、理解しやすい方法で情報を伝える。
・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させ、一人にしない。
・災害の不安から、大声や奇声をあげたり、異常な行動することもあるが、叱らない。
・発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
・日頃から服用している薬があれば携帯する。

＜避難生活における留意点＞

・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱するなど、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
・周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りや個室を確保するなどの配慮が必要である。

○ **発達障害のある人（自閉症等）**

＜特性＞

・知的発達に遅れのある人もいれば、知的発達に遅れのない人もいる。
・他人とのコミュニケーションが苦手であり、大勢の中では落ち着けない。
・相手の意図や期待、感情を読むなど共感することが難しい。
・予定されたパターン以外の行動、初めての状況に適応することが困難である。
・暗黙の了解、順番などのルール、常識などを理解することが難しい。
・周囲の刺激の影響を受けやすい。
・強いこだわりがある。
・極度の緊張でパニックを起こす可能性がある。
・短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすくコミュニケーションをとる。

＜事前対策＞

・地区の避難訓練等に参加し、避難所がどのような所か把握する。
・緊急連絡カードなどに、本人の特徴やサポートの内容、落ち着くための物や動作についてがわかる様に記載する。
・身の回り品や食べ物に特別なこだわりがある場合は、非常用持出袋に用意しておく。

＜避難誘導における留意点＞

・親や家族、知人と一緒の避難が必要。
・努めて冷静な態度で接し、状況を簡単に説明して本人を安心させ、一人にしない。
・危険回避ができないので、１つずつ次の行動（予定）を予告しながら動く。
・全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える。
・短い言葉で具体的に、ゆっくりとわかりやすく、簡単な２語文、肯定表現で伝える。
・言葉の説明が難しい場合には、具体的に写真や絵、図、文字等を使って説明する。
・見通しをスケジュールなどで説明し、「こうすれば大丈夫」ということを伝える。
・誘導する際は、あらかじめ支援者であることを告げ、急に腕を引いたり、後ろから肩を叩くなど驚かせないよう注意する。
・不安から大声を発したりパニックをおこしても冷静に対応する。
・大きなパニックを生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
・皆と同じように行動できないことへの周囲の理解が必要となる。

＜避難生活における留意点＞

・確実に伝えあい、理解しあえるように、具体的な物、絵や写真、文字や文章表示など視覚的なコミュニケーション手段を利用する。
・周囲とのコミュニケーションがとれずトラブルが生じたり、環境の激変で精神的に不安定になることがあるため、間仕切りや個室を確保する。
・夜中に発声することもあり、周囲の理解が必要となる。
・現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。
・医療機関との連絡体制を確保する。

○ **精神に障害のある人**

＜特性＞

・多くの人は危険な状況であることを理解・判断できるが、突発的な事態に柔軟に対応する事が苦手なため、適切な行動がとれない場合がある。
・服薬の継続が欠かせず、薬の作用・副作用のために動作が緩慢になる場合がある。
・概して、他者との交流が苦手で、必要な情報交換や相互協力が難しいことがある。
・複数の事を同時に理解し、行動することが困難な場合がある。

＜事前対策＞

・病気や障害の特性（対人関係で配慮が必要なこと等）を緊急連絡カード等に記載する。
・かかりつけの医療機関と相談し、いざというときに支援を受けられる医療機関等のリストを作成する。
・普段から服用する医薬品について把握する。
・障害福祉サービスを利用することや、近隣住民や民生委員等と交流を図る等により、非常時に連絡を取り合える知人や友人、支援者や理解者を増やすとともに、日頃から相談や支援を受けられる体制をつくる。

＜避難誘導における留意点＞

・状況やとるべき行動を具体的にわかりやすく説明する。
・関係者及び関係機関において迅速な情報収集と情報伝達を行う。
・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させ、一人にしない。

＜避難生活における留意点＞

・避難生活に適応できず、精神症状が悪化しないよう、間仕切りや個室を確保する等、なるべく一般避難者と区別した静穏な環境を整備する。
・医療の継続のため、必要な医薬品の確保や医師への診察、専門職への相談の機会を設ける。
・関係機関や専門職との連携を図り、自ら援助を求めることができない人や周囲とのトラブル等により避難所を利用できない人に対して配慮や支援、居場所を確保する。
・地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用し、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を速やかに回復させ、状態の早期安定を図る。

○ **妊産婦**

＜特性＞
・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。
＜事前対策＞
・母子手帳を携帯できるようわかりやすい場所に置いておく。 ・緊急の持出用荷物は必要最小限とし、２次持出用などと分けて用意しておく。
＜避難誘導における留意点＞
・行動機能が低下しているため、必要であれば同行者をつける。 ・冷静な態度で接し、安心させるよう努める。 ・過度な身体への負担を避ける様にする。
＜避難生活における留意点＞
・防音や衛生面での心配りをする。 ・身体の状況に合わせて休養や保温などを要する。 ・過度に心配しないように声かけに努める。 ・母子健康チェックのための受診をすすめる。 ・腹圧のかかる作業は控えるよう配慮する。 ・オムツ交換、授乳場所、心身の安定を図るための場所を確保する。（間仕切り、個室等）

○ **乳幼児・児童**

＜特性＞
・危険を判断し、行動する能力がない。 ・時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
＜事前対策＞
・必要なものは非常用持出袋に準備しておく。 ・緊急の持出用荷物は必要最小限とし、２次持出用などと分けて用意しておく。
＜避難誘導における留意点＞
・常に保護者等を同行させ、一人にしない。 ・冷静な態度で接し、安心させるよう努める。
＜避難生活における留意点＞
・母親や家族の不安を和らげることに努める。 ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・ミルクやおむつ、ベビーベッドなどの必要物資を供給する。 ・乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要となる。 ・保護者不在時の一時的な保育が必要となる。 ・遊ぶことができる環境や遊具を確保する。 ・オムツ交換、授乳場所、心身の安定を図るための場所を確保する。（間仕切り、個室等）

○ **外国人**

＜特性＞
・防災意識や有事対応知識が欠如する場合がある。 ・日本語が十分理解できない者がいる。
＜事前対策＞
・外国語による、市ホームページやパンフレットなどにより避難場所・方法等を確認しておく。 ・防災講座などに参加し、防災意識を高めておく。 ・日頃から地域の一員としてコミュニケーション、交流を図っておく。
＜避難誘導における留意点＞
・正確な情報の伝達を行う。（外国語、やさしい日本語、絵や図による情報提供） ・外国語の理解できる支援者を確保する。
＜避難生活における留意点＞
・語学ボランティア等による支援を行う。 ・宗教上の習慣や行動、食事制限について理解し、対応する。 ・正確な情報の伝達を行う。（外国語、やさしい日本語、絵や図による情報提供）

〔参考資料２〕

災害時要援護者の非常持出品（例）

区　分	持ち出し品
・寝たきり高齢者 ・認知症の高齢者	・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート・背負いひも・常備薬など
・視覚障害のある人	・手袋・眼鏡・白杖・時計（音声・触知式等）・点字版・常備薬など
・聴覚障害のある人	・補聴器（専用電池）・メモ用紙、筆記用具（筆談用） ・笛・警報ブザー・メール機能付き携帯電話 ・文字放送付き携帯ラジオなど
・肢体不自由のある人	・紙おむつ・携帯トイレ・おむつ交換用ビニールシート・背負いひも・予備の車いす・タオルケット・補装具 ・電動車いす用バッテリーなど
・内部障害のある人 ・難病患者	・携帯用トイレ・常備薬・食事セット（治療食） <じん臓障害> ・透析施設リスト・透析検査データのコピーなど <呼吸器障害> ・携帯用酸素ボトルなど <ぼうこう・直腸障害> ・ストマ装具 ・洗腸セット （・水・ウェットティッシュ・ビニール袋・輪ゴム・はさみ）など
・知的発達に障害のある人	・常備薬・処方箋・本人がこだわりを持っている身の回り品 ・本人が食べられる食料など
・精神障害のある人	・常備薬・処方箋・水など
・乳幼児	・紙おむつ・ウェットティッシュ・粉ミルク・ミネラルウォーターなど
・外国人	・パスポートなど

〔参考資料３〕

災害や地域特性に応じた避難誘導時の留意点

災害時の種類や地域の状況により、避難支援の内容は異なってくる。
災害の種類については、事前対応の可否により大きく対応が異なる。

予測可能な災害（風水害など）	気象情報などにより、事前に予想がしやすい災害の発生が見込まれる場合には、時間的に余裕がある安全なうちに事前に対策をとることが望まれる。
突発的な災害（地震・津波など）	地震・津波等の予知が難しい災害に関しては、発災後の対応を行うことになるが、中でも津波に関しては発災後に安全に避難支援を実施できる時間が限られることから、迅速な行動をとる必要がある。

本市には、中心市街地を流れる狩野川や63㎞に及ぶ海岸線、身近で登山が楽しめる沼津アルプスや愛鷹山麓など、多様な自然環境が存在し地域により地理的環境は大きく異なる。
しかしこのことは災害時には、被災の種類や内容が地域により異なる要因となり、地域における被災リスクを把握しておくことが避難支援の第一歩となる。
また、地域コミュニティの規模・組成・取り組みなどにより、支援活動の内容も異なるため、地域における避難支援の計画を策定することが重要である。

中心市街地	**・災害の特徴** 人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されており、一つの災害が他の災害を誘発しやすく、災害の同時多発や急速な拡大などの恐れがある。 **・相互の関係を構築する** アパートやマンションなどは、入居者の出入りが短い期間で行われる場合もあり、災害時の共助活動に必要となる、お互いの関係を構築することが大変重要となる。 **・避難所の拡充** 人口が集中しているため、大勢の避難者が出る可能性もある。また、福祉避難所となる社会福祉施設が市街地には少ないため、地域で利用可能な施設等を把握しておく。
水害危険地域	**・災害前の退避** 堤防の決壊や河川の氾濫について状況を把握し、災害が発生する前に退避することが望ましい。 避難所への移動に危険を伴う場合には、自宅の２階など少しでも高いところに避難する。

土砂災害危険地域	**・災害前の退避** 降雨の情報等を把握し、災害が発生する前に退避することが望ましい。避難所への移動に危険を伴う場合には、自宅の中でも崖から離れたところ、少しでも高いところに避難する。 **・個別計画の作成** 家屋の見取り図や通常時の居所などを記載した個別計画を作成しておくことで迅速な避難支援や救助活動が可能となる。
津波危険地域	**・迅速に行動する** 静岡県が公表した「第4次地震被害想定」によると、早いところでは10分以内に津波が到達するため、迅速に避難行動をとる。 **・柔軟に対応する** あらかじめ支援者を定めている場合でも、時間的に余裕がないことが想定されるため、近隣同士で声を掛け合いながら避難をする。 **・安全を優先する** 避難支援者の安全を最大限確保するため、避難支援者の行動範囲や活動時間については、予想される災害被害に応じて、最終的な「退避」の判断基準を定め、地域において認識を共有する。
孤立化想定地域	**・備蓄品の用意** 道路や橋が被災することにより、物資の供給が滞る恐れがある地域では、流通が復旧するまでの期間の備蓄品を準備することが望ましい。
高齢化地域 過疎地域 （昼間・夜間）	**・近隣自治体や連合自治会との連携** 高齢化や過疎が進んだ地域や団地などでは、自治会内に避難支援活動ができる人が少ないことがあるため、近隣の自治会相互や連合自治会、地域の企業や応援の見込める団体と助け合う体制を構築する。
集合住宅や自治会未加入など	・新しいマンションなどで自治会等のコミュニティが結成されていない地域では、まず近隣住民の相互理解を推進する組織を設立する。 ・自治会が存在する地域で、自治会未加入の人がいるときは、加入を促す。 ・団体や組織に所属しない場合でも、隣近所との交流を図り、顔の見える関係を構築する。

〔参考資料４〕

福祉避難所協定済み施設一覧

番号	施設名	施設の種類	住　所	電話番号
1	ぬまづホーム	特別養護老人ホーム	下香貫猪沼981-2	055-934-1821
2	沼津フジビューホーム	特別養護老人ホーム	大岡3571-1	055-926-8500
3	ひだまりの郷	特別養護老人ホーム	内浦重須624	055-946-1700
4	和みの郷	特別養護老人ホーム	大平1538-1	055-935-5252
5	あしたかホーム	特別養護老人ホーム	東椎路1742-1	055-967-2929
6	みはるの丘浮島	特別養護老人ホーム	平沼929-1	055-969-3355
7	炉暖の郷	特別養護老人ホーム	足高字尾上24-24	055-927-3939
8	遊法苑	養護老人ホーム	西浦古宇13-14	055-946-2100
9	あまぎ学園	障害者支援施設	宮本5-2	055-923-7850
10	ワークスうしぶせ	障害者支援施設	宮本5-2	055-923-7850
11	かぬき学園	障害者支援施設	宮本5-2	055-923-7850
12	ワークスとおがさ	障害者支援施設	宮本5-2	055-923-7850
13	沼津のぞみの里	障害者支援施設	西椎路659-2	055-969-0211
14	沼津のぞみの園	障害者支援施設	西沢田1040-1	055-921-5320
15	ビーンズ	障害者支援施設	西椎路813-6	055-969-2190
16	いずみ	障害者支援施設	大平2224-1	055-935-1030
17	陽光園	特別養護老人ホーム	岡宮字下松沢1417-1	055-924-5665
18	岡宮グリーンヒル	軽費老人ホーム	岡宮1182-1	055-928-6811
19	高砂	特別養護老人ホーム	高砂町1-5	055-941-5681
20	あしたか学園	福祉型障害児入所施設	東原164-1	055-966-7134
21	高尾園	救護施設	足高156-1	055-921-5722

※ 番号は協定締結の順

1ページ

災害時の福祉避難施設協定済み施設と医療支援が期待できる施設　配置図

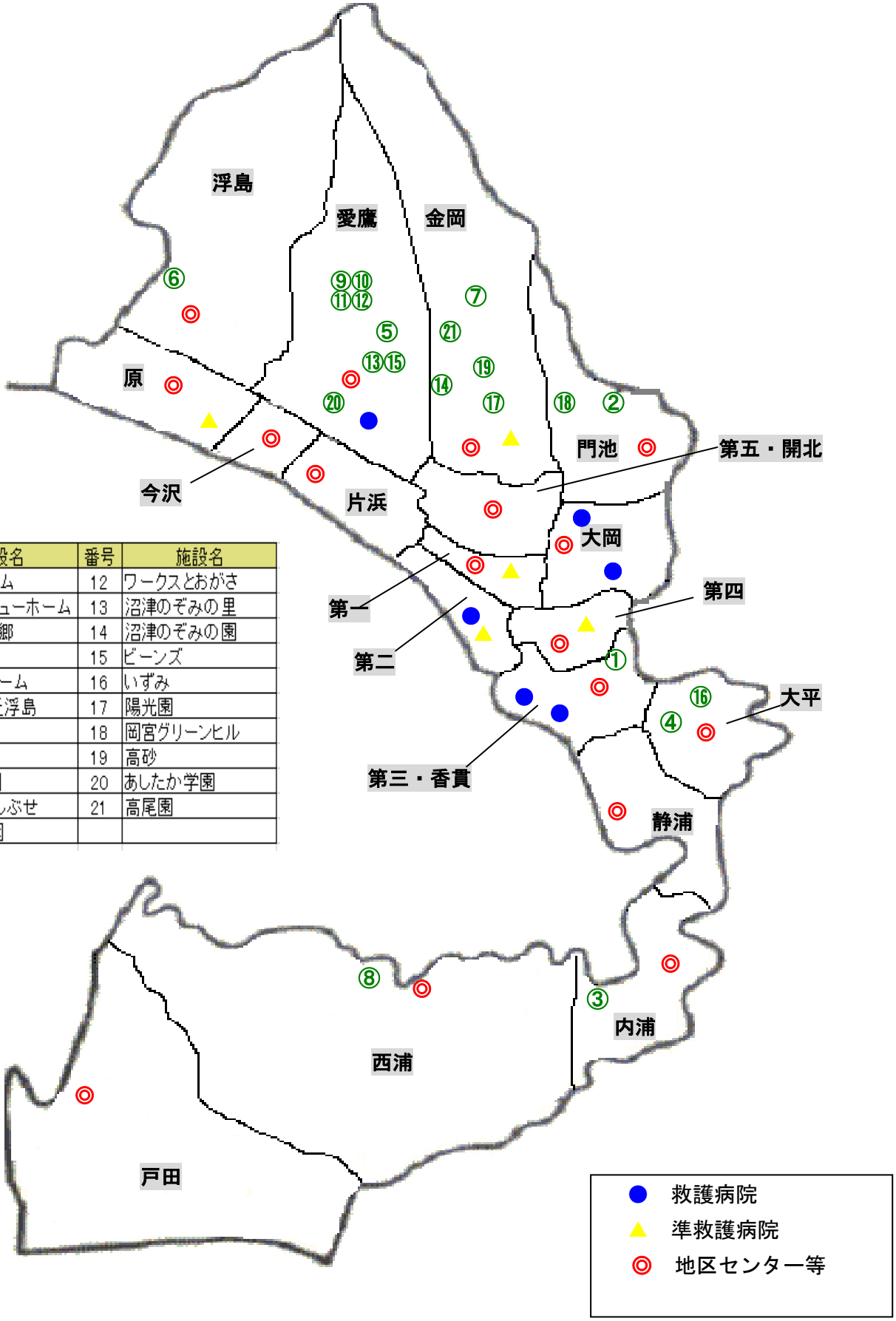

番号	施設名	番号	施設名
1	ぬまづホーム	12	ワークスとおがさ
2	沼津フジビューホーム	13	沼津のぞみの里
3	ひだまりの郷	14	沼津のぞみの園
4	和みの郷	15	ビーンズ
5	あしたかホーム	16	いずみ
6	みはるの丘浮島	17	陽光園
7	炉暖の郷	18	岡宮グリーンヒル
8	遊法苑	19	高砂
9	あまぎ学園	20	あしたか学園
10	ワークスうしぶせ	21	高尾園
11	かぬき学園		